

高浜発電所に係る原子力事業者との連携協力について

若狭地域には全国最多の原子力発電所が集中立地し、その多くが老朽化するとともに、使用済核燃料が蓄積されている。141万人の県民の生命、近畿1,450万人の水源地である琵琶湖と、その集水域を預かる滋賀県としては、万が一にも原子力災害を起こさせない、かつ、それでも災害が起こってしまった際に被害を最小化するため、実効性ある多重防護体制の構築が求められている。

しかし、このような実効性ある多重防護体制の構築は道半ばであり、併せて、使用済核燃料の処理や、廃炉に向けた対策など、いわゆる原子力の「静脈」部分の整備がされておらず、現状では再稼働を容認できる環境にはない。

一方、稼働非稼働にかかわらず、現存する原子力発電所に係る防災対策を進めるため、電力事業者との連携関係を構築する安全協定は必要である。災害が発生した場合、その被害に県境はないことから、立地自治体並の同意条件を求めて関係者との交渉、協議を重ねてきた。

これまでの経緯、協定当事者それぞれの考えがある中で、県の主張や要請事項がすぐにすべては受け入れられない現実を踏まえ、高浜発電所に係る原子力防災対策を、以下により進めていくこととする。

1. 原子力防災対策に係る連携協力の基本的考え方

関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)からの情報提供や連絡・通報、施設の重要変更や運転再開の事前説明等の発電所の安全確認に関する連携協力を、次の枠組みにより進める。

(1) 原子力安全協定の締結

○ 協定の締結者

滋賀県と関西電力で協定を締結する。UPZを含む高島市は、県との間で、情報共有等について確認書を取り交わす。

○ 協定の内容

平常時および異常時の連絡・通報を主とした協定とし、次の内容を盛り込む。

- ・ 発電所の燃料等の輸送計画の事前連絡
- ・ 環境放射能測定の実績報告など、平常時における連絡
- ・ 非常事態が発生した場合など、異常時における連絡
- ・ 発電所の保守運営に起因する損害の補償
- ・ 教育訓練の実施や地域防災対策への協力など、原子力防災対策の実施
- ・ 広報、報道発表等、公衆への広報に関する連絡

等

(2) 原子力発電所の安全確認に関する対応

原子力発電所の安全確認に係る次の事項について、「滋賀県原子力安全対策連絡協議会」において県と市町が情報共有を行うことに、関西電力は協力する。

- ① 原子力発電所の安全性の確認
- ② 原子炉施設等の重要な変更に対する事前説明
- ③ 原子力発電所に停止等の特段の措置を講ずる必要が生じた場合、その内容、原因、対策等の説明
- ④ 事故等による運転停止からの再開についての事前説明

(3) 琵琶湖への配慮について

関西電力として、近畿 1,450 万人の水源である琵琶湖と集水域を預かる本県の特殊性を認識し、原子力災害発災時に、琵琶湖への影響についてモニタリングに協力する。県はこのことを地域防災計画に取り入れる。

(4) 協定内容の充実

県と関西電力は、協定内容の充実に向け、今後も継続的に協議を行う。

2. 滋賀県のエネルギー政策への連携協力

本県が進める、持続可能な新しいエネルギー社会の創造を目指す施策について、関西電力が具体的に連携協力する。

【参考】原子力安全協定に係る経緯

(1) 平成25年 4月 5日

- ・高浜発電所以外の原子力安全協定締結
- ・高浜発電所に係る安全協定は、継続協議

(2) 平成26年10月25日

- ・三日月知事による高浜発電所視察において、関電原子力事業本部長に対し、高浜発電所に係る安全協定の締結に向けた取組要請

(3) 平成27年 5月～11月にかけて

- ・計5回 代表者会議による協議実施
出席者：県 防災危機管理監
長浜市 防災危機管理監
高島市 防災監
関西電力 原子力事業副本部長

(4) 平成27年12月13日

- ・高浜発電所に係る首長意見交換会において、安全協定の方向性協議
出席者：滋賀県知事
長浜市長
高島市長

(5) 12月14日

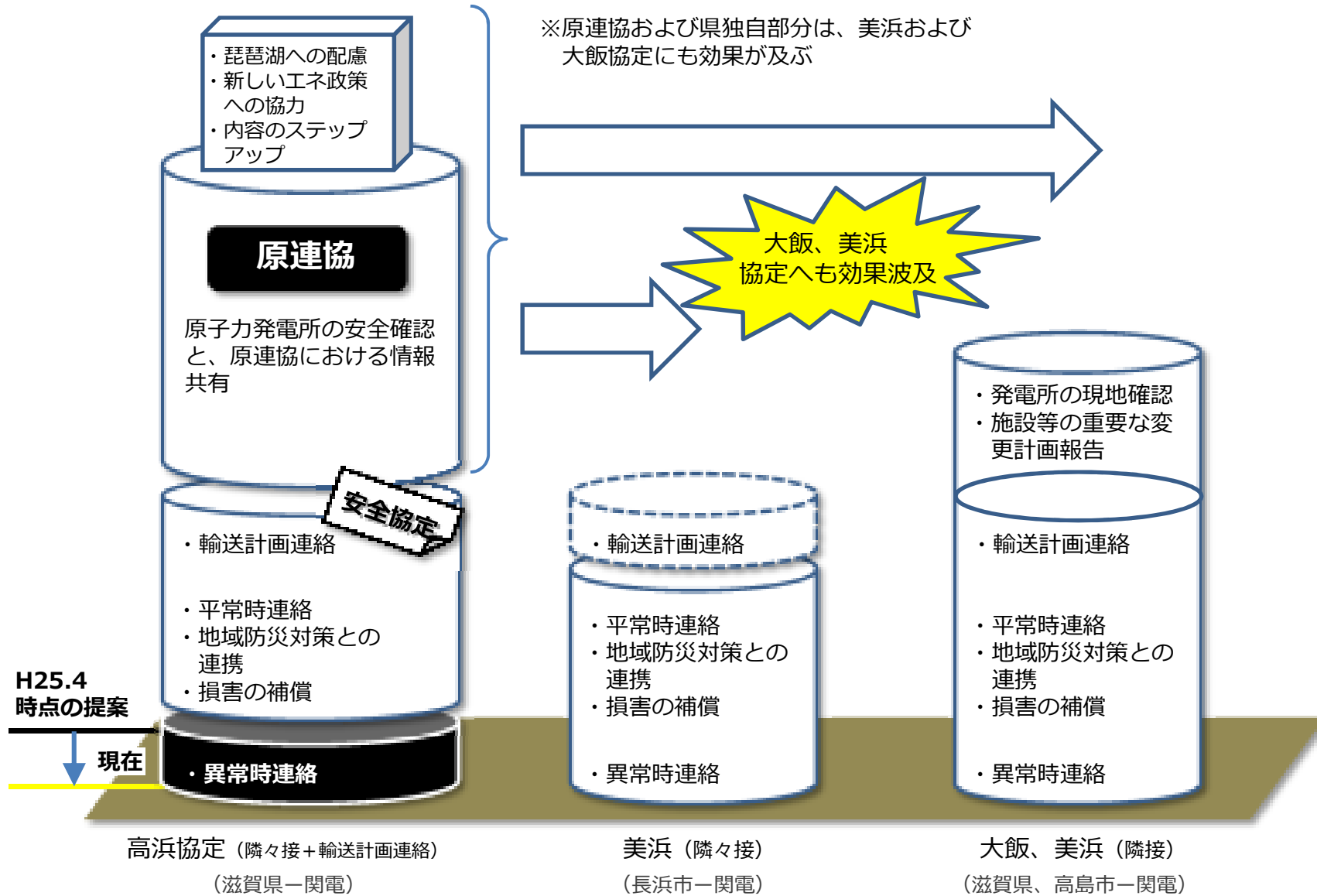
- ・第6回 代表者会議において、安全協定の基本的考え方最終案決定
- ・滋賀県、長浜市、高島市および関西電力各者のトップが、最終案了承

(6) 12月16日

- ・議会説明（防災・エネルギー対策特別委員会）

高浜発電所に係る原子力事業者との連携協力のイメージ図

【参考資料1】



若狭エリアにおける原子力安全協定締結状況

